

山口地方裁判所周南支部 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成20年10月1日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 法人税法153条1項(当該職員の質問検査権)の解釈
- (2) 税務調査担当職員の反面調査が国家賠償法上違法となる場合
- (3) 訴外会社の役員である納税者戊の金融機関等の取引内容について反面調査を行ったことは、その必要性はなく、違法な調査であるとの納税者らの主張が、訴外会社上海支店及び台北支店の事業資金が納税者戊名義で送金されていたと推測されるから、本件調査担当者において、その送金原資を確認すべく、納税者戊名義の預金等取引状況等について反面調査を行う必要性を認めたことは是認できるとして排斥された事例
- (4) 訴外会社の役員である納税者甲の金融機関等の取引内容について反面調査を行ったことは、その必要性はなく、違法な調査であるとの納税者らの主張が、納税者甲の訴外会社に対する貸付金の記載の正確性を確認すべく、納税者甲の貸付金の出所について調査する必要性も認めたことは是認できるとして排斥された事例
- (5) 訴外関係会社の役員及びその親族である納税者らの金融機関等の取引内容について反面調査を行ったことは、その必要性はなく、違法な調査であるとの納税者の主張が、納税者戊名義での訴外会社海外送金の原資や納税者甲名義の貸付金の原資を確認するに当たっては、納税者戊及び納税者甲のみならず、訴外関係会社の役員やその家族であるその他の納税者らの預金等取引状況等について確認する必要性を認めたことは是認できなくはないとして排斥された事例
- (6) 訴外会社の役員及びその親族である納税者らへの通知及び納税者らの承諾もなく、金融機関等に反面調査を行ったことは、社会的に相当であるとは到底いえず、違法な調査であるとの納税者の主張が、反面調査について事前通知を行った場合、金融機関等の取引状況等と整合するように当該法人や役員等の手元に保存されている資料を改ざんする余地がないではないことをもあわせて考えると、本件調査担当者が納税者らへの通知及び納税者らの承諾なく、金融機関等に対する反面調査を行ったことが、社会通念上相当な限度を超えているとまでは認めることができないとして排斥された事例
- (7) 取引先に対して反面調査を行ったことは、その必要性・相当性はなく、違法な調査であるとの納税者らの主張が、納税者甲及び訴外会社の役員である納税者Eの海外出張が訴外会社の業務の遂行上必要なものであるかを確認する必要性が認められるところ、本件調査担当者は、訴外会社の経理担当者から旅行の日程表等の提出を受けることができなかったため、取引先に対して反面調査を行う必要があると考えた点に不合理な点はなく、その方法について不適切な点などが見いだしがたいことに照らすと、取引先に対して行った反面調査を国家賠償法上違法とみる余地はないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 法人税法153条1項(当該職員の質問検査権)の質問調査権は、税務調査担当職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請・申告の体裁・内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると認めた場合に行使しうるものであって、その質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施細目については、上記

質問検査の必要があり、かつ、相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り当該職員の合理的な選択に委ねられているというべきである。そして、質問検査を行う際に実施の日時・場所の事前通知、調査の理由及び必要性を個別的具体的に告知することは必ずしも必要とされるものではないと解される（所得税法234条1項の定める質問検査権につき最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）。

(2) 税務調査担当職員の反面調査が国家賠償法上違法となるのは、①具体的事情にかんがみ反面調査を行う必要性に欠ける場合か、②当該反面調査が、当該法人ないし反面調査における質問先の私的利益との衡量の観点において、社会通念上相当な限度を逸脱した場合というべきである。そして、反面調査を認めた法の趣旨に照らすと、①の必要性については、脱税の疑いが認められるような場合はもとより、申告の真実性、正確性を確認する必要がある場合にも認められると解される。また、②の判断に当たっては、当該法人に対する反面調査の必要性の程度、当該必要性和反面調査で得られるべき情報との関連性、反面調査の態様、反面調査によって失われた当該法人や当該法人の役員等の私的利益（反面調査による信用失墜やそのおそれ、反面調査によって通常知られたくない情報が国家機関に知られてしまったことなどは、ここにいう私的利益に含まれる。）などを総合的に考慮して決するのが相当である。

(3)～(7) 省略

判	決
原告	甲
同	乙
同	丙
同	丁
同	戊
同	A
同	B
同	C
同	D
同	E
同	F
同	G
同	H
同	I
原告ら訴訟代理人弁護士	杉岡 茂
同	中村 友次郎
同	清木 敬祐
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	高坂 富士夫
同	有熊 和郁
同	原 康展

同	安藤 直人
同	清水 茂
同	重森 健一
同	原田 邦夫
同	沼 真佐人
同	稲田 幹雄
同	高木 幸典

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らそれぞれに対し、10万円及びこれに対する平成20年3月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告に対し、必要性も相当性もない違法な反面調査によって原告らのプライバシー権を侵害されたとして、国家賠償法1条に基づき損害賠償を求めている事案である。

以下、別紙「略称語句使用一覧表」記載の略称を用いる。

1 前提事実（争いのない事実及び各項掲記の証拠等により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 訴外関係会社

Jは、K等の携帯電話の代理店業務や貿易業等を目的とする株式会社である。

Lは、住宅機器の輸出入及び販売等を目的とする株式会社である。

Mは、情報サービス業の起業等に関するコンサルタント業務等を目的とする株式会社である。

Nは、労働者派遣事業等を目的とする株式会社である。

Oは、財務会計業務等を目的とする有限会社である。

Pは、不動産賃貸業等を目的とする有限会社である。

Qは、通信機器の販売等を目的とする有限会社である。

Rは、損害保険や生命保険の募集に関する業務等を目的とする有限会社である。

イ 原告らの地位

(ア) 原告ら（ただし、原告丙、原告丁、原告B及び原告Iを除く。）は、平成19年8月ころから同年10月上旬ころにかけて、以下の地位にあった。

a 原告甲は、J、L、N、O及びRの代表取締役、並びにM、Pの取締役の地位にあった。

b 原告戊は、J、N、O及びRの取締役の地位にあった。

c 原告Cは、J、N及びOの取締役の地位にあった。

d 原告Eは、Jの監査役並びにN及びRの取締役の地位にあった。

e 原告G、原告A、原告D、原告F及び原告乙は、Nの取締役の地位に、原告HはNの監査役の地位に、それぞれあった。

なお、原告G、原告F及び原告Hは、Jの社員でもあった（原告Hに関し弁論の全趣旨）。

(イ) 原告Iは、平成19年9月上旬よりも前にOの社員として勤務していたことがある。

ウ 原告らの身分関係

(ア) 原告丁は原告甲の母であり、原告乙は原告甲と同原告の妻S（平成18年8月30日死亡）との長女であり、原告丙は原告甲とSとの二女である。

(イ) 原告Aは原告戊の妻であり、原告Bは原告戊の長女である。

(ウ) 原告Dは、原告Cの妻である。

(2) 本件調査担当者による反面調査

本件調査担当者は、以下のとおり本件反面調査を行った。なお、本件調査担当者は、本件反面調査に先立ち、本件反面調査について、原告らに通知せず、原告らの承諾を得ていなかった。

ア T信用金庫遠石支店

本件調査担当者は、平成19年8月23日、T信用金庫遠石支店に対し、原告ら名義の預金等の取引状況等の資料の提示を依頼し、同日、同支店から、原告甲名義の預金について顧客の照会票、普通預金申込書（兼印鑑票）、定期預金の申込書（兼印鑑票）、定期積金の申込書（兼印鑑票）、預金取引の明細表及び融資取引の明細表の、原告丙、原告C、原告E及び原告Iの各人名義の預金について顧客の照会票、普通預金の申込書（兼印鑑票）及び預金取引の明細表の、原告H名義の預金について顧客の照会票、普通預金の申込書（兼印鑑票）、預金取引の明細表及び融資取引の明細表の提示を受けた。

イ U銀行櫛ヶ浜支店

本件調査担当者は、平成19年8月21日付けの書面で、U銀行櫛ヶ浜支店に対し、原告ら名義の預金等の取引状況等の資料の提示を依頼し、同支店から、同月29日、原告甲名義の預金について預金取引の明細表及び貸出金取引の明細表の、原告戊、原告C及び原告Fの各人名義の預金について預金取引の明細表の提出を受けた。

ウ V銀行徳山支店

本件調査担当者は、平成19年9月12日、V銀行徳山支店に対し、原告H名義の普通預金口座で取り立てられていた小切手の取立状況等の資料の提示を依頼し、同日、同支店から小切手の写し、払戻請求書及び振込票の提示を受けた。

エ W証券徳山支店

本件調査担当者は、平成19年8月21日付け書面及び同月23日付け書面で、W証券徳山支店に対し、原告ら名義の有価証券の取引状況等の資料の提出を依頼し、同年9月5日及び同月6日、同支店から原告甲名義の顧客の口座元帳、預り有価証券の明細帳及び取引残高の報告書の提出を受けた。

オ X証券徳山支店

本件調査担当者は、平成19年8月21日付け書面及び同月23日付け書面で、X証券徳山支店に対し、原告ら名義の有価証券の取引状況等の資料の提出を依頼し、同年9月10日、同支店から原告甲名義の顧客の口座元帳、顧客の勘定元帳及び預り有価証券の明細簿の提出を受けた。

カ Y

本件調査担当者は、平成19年9月28日付け書面及び同年10月16日付け書面で、Yに対し、原告甲とYとの取引のうち2005年（平成17年）7月実施の「q」に関する日程表等の資料の提出を依頼し、そのころ、同社から旅行日程表、航空券の手配状況、カードご利用代金明細書の提出を受けた。

2 争点

- (1) 本件反面調査の違法性
- (2) 本件反面調査を担当した徳山税務署職員の故意ないし過失
- (3) 本件反面調査と相当因果関係のある損害

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件反面調査の違法性

(原告らの主張)

本件反面調査は、原告らへの通知や原告らの承諾もない探索的調査であって国賠法上違法である。なお、被告は、本件反面調査の必要性・相当性を主張するので、これに対し反論等を加える。

ア 本件反面調査の必要性について

- (ア) 国外送金の内容等の調査の必要性について

被告は、①原告戊名義で台湾及び上海の金融機関へ送金をしていることを指摘するが、これが訴外関係会社の申告内容の真実性、正確性に関連するか、原告らの金融機関等の取引内容の開示請求の理由となるのか明らかではない。

また、被告は、②前回の税務調査において、J上海支店及び台北支店の事業資金が、原告戊の個人名義の口座を経由して送金されていたことを把握していたと指摘するが、これも①と同様に関連性が不明である。同原告の口座は、Jや訴外関連会社の事業資金管理を行っているものであり、このことは徳山税務署の職員にも説明していた。

さらに、被告は、③同原告名義での送金額がJ上海支店及び台北支店の売上額を上回ることを指摘するが、これら支店は食品サンプルの工場であり、売上が少ないのは当然であって、同様に関連性が不明である。

- (イ) 貸付金の資金出所の調査の必要性について

被告は、原告甲からのJに対する貸付金が増加していることを指摘するが、これは本件反面調査の必要性には結びつかない。

- (ウ) 法人の役員等名義の預金及び証券取引に関する調査の必要性について

被告は、法人の役員等名義の口座が悪用されることがあるという一般論を指摘するにとどまり、具体的な事情を指摘して客観的な必要性があることを何ら主張していない。なお、訴外関係会社や原告らがマネーロンダリングや脱税行為に及

ぶはずもない。

(エ) Yへの反面調査の必要性について

この点については、特に反論しない。

イ 相手方の私的利益との衡量における社会通念上相当な限度について

そもそも質問検査権に基づく調査は、任意調査であるからその行使に当たっては、被調査者の同意・承諾を得るのが原則である。承諾がない場合には社会的な相当性があるときに限り、質問検査権に基づく調査が許される。

①金融機関の口座取引情報は、私生活に密接に関係する個人情報であること、②本件反面調査に先立つ原告らの承諾や原告らへの通知はないところ、本件調査担当者が原告らに対し承諾を求めることや通知をすることについて支障は見受けられないこと、③本件反面調査のうち金融機関に対して行われたものの必要性は不明であること、④本件反面調査は網羅的であり、原告らのプライバシーの侵害の程度は高いこと、⑤訴外関係会社の税務調査の必要から個人口座情報の開示を要請することは、脱税を推測させるものであり、訴外関係会社の信用を毀損する危険性は高いことに照らすと、本件反面調査のうち金融機関に対して行われたものは、社会的に相当であるとは到底いえない。なお、被告は、金融機関等から特別苦情がなかったと指摘するが、最も強力な国家権力の一つである税務行政職員から要請されれば金融機関は異議なく応じてしまうのであり、本件反面調査の問題点を浮き彫りにしているといえる。

また、金融機関の保有する口座情報については改ざんの危険はないから、まずは最小限、役員自身の口座を調査するという手法が穏当である。このような段階的対応が可能にもかかわらず、かつ、原告らのうち訴外関係会社の役員の地位にない者（以下「非役員原告ら」という。）の個人口座が訴外会社の事業に関して税務上問題のある使用をされている客観的疑いがあったわけでもないのに、非役員原告らについても本件反面調査を行った点は、強い違法性を帯びる。

(被告の主張)

本件反面調査は、以下のとおり質問検査権の行使として適法である。

ア 質問検査権の行使の要件

法人税法154条1項の反面調査は、同法153条1項の質問検査権の行使の一環であるから、調査時期、方法及び程度は、検査の必要性があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられている。

また、ここにいう調査の必要性については、権限ある税務職員において具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合に認められるのであって、これには申告の真実性や正確性を確認する必要がある場合も含まれる。

そして、私的利益との衡量については、例えば納税者の営業活動を停滞させ、得意先や銀行等の信用を失墜せしめ、その他私生活の平穩を著しく害するような態様においてされたかどうか判断基準として考えられる。

イ 本件反面調査の必要性

(ア) 国外送金の内容等の調査の必要性

本件調査担当者は、本件調査に先立ち、①国外送金等調書によれば、原告戊名義で、平成16年1月5日から平成18年7月31日までの間に、台湾や上海の金融機関に対し、合計1億5620万円が送金されていること、②Jに対する法人税等の前回調査において、J上海支店及び台北支店の事業資金が、原告戊の個人名義の預金口座を経由して送金されている事実を把握していたこと、③上記①の送金額は、送金時期に対応する期間のJ上海支店及び台北支店の売上高を上回っていることを確認していた。そこで、本件調査担当者は、①の送金は、J上海支店及び台北支店の事業資金であるものと考え、送金内容及び資金出所について調査する必要性を認めていた。

(イ) 貸付金の資金出所の調査の必要性

本件調査担当者は、本件調査に先立ち、Jの原告甲からの借入金残高が平成16年11月末から平成18年11月末の2年間で7000万円も増加している事実を確認しており、その資金出所について調査する必要性を認めていた。

(ウ) 法人の役員等名義の預金及び証券取引に関する調査の必要性

本件調査担当者は、法人がその役員、役員の家族及びその従業員の名義等を用いて法人の取引を行い、それを法人の帳簿に記載しない、又は虚偽の内容を帳簿に記載するなどの不正な経理処理が行われた事案をしばしば経験していた。このような経験則から、本件調査担当者は、法人の申告の真実性、正確性を確認するためには、必要に応じて、法人の役員及びこれらに関連すると思われる個人名義の預金及び証券取引についても調査する必要性を認めていた。

(エ) Yへの反面調査の必要性

本件調査担当者は、①Jの旅費交通費・海外出張旅費・日当勘定に原告甲及び原告Eに対する海外出張旅費・日当として477万8408円もの損金が生じられていること、②当該出張に関する領収証等としては原告甲の航空券の半券及び宿泊ホテルでの飲食代に関するものが添付されるにとどまっていたこと、③Jの経理担当者に対し、旅行の行程表等の提出を求めたが、これらは提出されなかったこと、④旅行同行者に対する反面調査の結果、当該海外出張はYの企画した「q」と題する旅行であることを把握していたことから、477万8408円もの支出が損金に該当するか検討するため、Yに反面調査を行った。

ウ 相手方の私的利益との衡量における社会通念上相当な限度について

本件反面調査によって訴外関係会社の営業活動を停滞させた事実、訴外関係会社の得意先や取引金融機関等の信用を失墜させた事実その他原告らの私生活の平穩を著しく害するような態様において本件反面調査が行われた事実はない。また、金融機関等から調査方法について格別苦情を申し立てられていない。

したがって、本件反面調査は、相手方の私的利益の衡量において社会通念上相当の限度で行われたことは明らかである。

(2) 本件反面調査を担当した徳山税務署職員の故意ないし過失
(原告らの主張)

国賠法上違法な本件反面調査を行ったことについて、本件調査担当者には故意又は過失がある。

(被告の主張)

否認する。

(3) 本件反面調査と相当因果関係のある損害

(原告らの主張)

本件反面調査により原告らのプライバシー権が侵害されたところ、これを慰謝するには各原告につき10万円を下らない。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 税務調査担当職員の反面調査が国賠法上違法となる場合

国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員（以下「税務調査担当職員」という。）は、法人税に関する調査について必要があるときは、当該法人に質問し、その帳簿書類その他の物件を検査することができ（法人税法153条1項）、また当該法人の取引先に対し質問し、事業に関する帳簿書類を検査することができる（同法154条1項）。このうち同法153条1項の質問調査権は、税務調査担当職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請・申告の体裁・内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると認めた場合に行使しうるものであって、その質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施細目については、上記質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り当該職員の合理的な選択に委ねられているというべきである。そして、質問検査を行う際に実施の日時・場所の事前通知、調査の理由及び必要性を個別的具体的に告知することは必ずしも必要とされるものではないと解される（所得税法234条1項の定める質問検査権につき最高裁昭和●●年（○○）第●●号昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）。

【判示(1)】

もともと、反面調査の際には、当該法人の取引先が当該法人について税務調査がなされていることを知ったことにより当該法人の信用が損なわれる可能性があることから、これとは別異に解する余地がないではない（なお、前掲最高裁昭和48年7月10日決定は、納税義務者が質問調査を拒否した事案に関するものであり、現行所得税法234条1項3号や法人税法154条の反面調査について当然に射程が及ぶものではない。）。しかし、税務調査担当職員が反面調査の前に、当該法人に対し、調査の理由や必要性を個別具体的に明らかにすると、取引先との通謀等を行い、あるいは手元の資料の隠匿改ざんなどを行う余地を与えかねないことに照らすと、税務調査担当職員が当該法人に対し、反面調査の前に反面調査を行う旨や反面調査の理由及び必要性を個別具体的に説明することが必要であると解することは困難である。

【判示(2)】

そうすると、税務調査担当職員の反面調査が国賠法上違法となるのは、①具体的事情にかんがみ反面調査を行う必要性に欠ける場合か、②当該反面調査が、当該法人ないし反面調査における質問先の私的利益との衡量の観点において、社会通念上相当な限度を逸脱した場合というべきである。そして、反面調査を認めた法の趣旨に照らすと、①の必要性については、脱税の疑いが認められるような場合はもとより、申告の真実性、正

確性を確認する必要がある場合にも認められると解される。また、②の判断に当たっては、当該法人に対する反面調査の必要性の程度、当該必要性と反面調査で得られるべき情報との関連性、反面調査の態様、反面調査によって失われた当該法人や当該法人の役員等の私的利益（反面調査による信用失墜やそのおそれ、反面調査によって通常知られたいく情報がない情報が国家機関に知られてしまったことなどは、ここにいう私的利益に含まれる。）などを総合的に考慮して決するのが相当である。

以下、この見解を前提に検討を加える。

2 本件反面調査のうち金融機関に対して行われたものが国賠法上違法か。

(1) 本件反面調査のうち金融機関に対して行われたものに関する事実関係

前提事実のほか証拠（乙7（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア J 上海支店及び台北支店の事業資金は、原告戊の個人名義の預金口座を経由して送金されており、平成16年1月5日から平成18年7月31日までの間の同原告名義の送金額は合計1億5620万円に上った。なお、この送金額は、送金時期に対応する期間のJ 上海支店及び台北支店の売上高を上回っている。

イ J の決算書上、原告甲からの借入金として、平成16年11月30日時点で2192万2375円、平成17年11月30日時点で7147万4375円、平成18年11月30日時点で9192万2375円がそれぞれ記載されており、これを前提としてJ の法人税についての確定申告がされた。

ウ 本件調査担当者は、以下のとおり、金融機関に対し、反面調査を行った。

(ア) T 信用金庫遠石支店

本件調査担当者は、平成19年8月23日、T 信用金庫遠石支店に対し、原告ら名義の預金等の取引状況等の資料の提示を依頼し、同日、同支店から、原告甲名義の預金について顧客の照会票、普通預金申込書（兼印鑑票）、定期預金の申込書（兼印鑑票）、定期積金の申込書（兼印鑑票）、預金取引の明細表及び融資取引の明細表の、原告丙、原告C、原告E及び原告I の各人名義の預金について顧客の照会票、普通預金の申込書（兼印鑑票）及び預金取引の明細表の、並びに、原告H名義の預金について顧客の照会票、普通預金の申込書（兼印鑑票）、預金取引の明細表及び融資取引の明細表の提示を受けた。

(イ) U 銀行櫛ヶ浜支店

本件調査担当者は、同月21日付けの書面で、U 銀行櫛ヶ浜支店に対し、原告ら名義の預金等の取引状況等の資料の提示を依頼し、同支店から、同月29日、原告甲名義の預金について預金取引の明細表及び貸出金取引の明細表の、原告戊、原告C及び原告F の各人名義の預金について預金取引の明細表の提出を受けた。

(ウ) V 銀行徳山支店

本件調査担当者は、同年9月12日、V 銀行徳山支店に対し、原告H名義の普通預金口座で取り立てられていた小切手の取立状況等の資料の提示を依頼し、同日、同支店から小切手の写し、払戻請求書及び振込票の提示を受けた。

(エ) W 証券徳山支店

本件調査担当者は、同年8月21日付け書面及び同月23日付け書面で、W 証

券徳山支店に対し、原告ら名義の有価証券の取引状況等の資料の提出を依頼し、同年9月5日及び同月6日、同支店から原告甲名義の顧客の口座元帳、預り有価証券の明細帳及び取引残高の報告書の提出を受けた。

(オ) X証券徳山支店

本件調査担当者は、同年8月21日付け書面及び同月23日付け書面で、X証券徳山支店に対し、原告ら名義の有価証券の取引状況等の資料の提出を依頼し、同年9月10日、同支店から原告甲名義の顧客の口座元帳、顧客の勘定元帳及び預り有価証券の明細簿の提出を受けた。

(2) 反面調査の必要性

【判示(3)】 ア 原告戊名義の預金等取引状況等について

(1) アの事実によれば、J上海支店及び台北支店の事業資金が原告戊名義で送金されていたと推測されるから、本件調査担当者において、その送金原資を確認すべく、同原告名義の預金等取引状況等について反面調査を行う必要性を認めたことは是認できる。

【判示(4)】 イ 原告甲名義の預金等及び有価証券の取引状況等について

原告甲のJに対する貸付金が、Jの帳簿上、平成16年11月30日から平成17年11月30日までの1年間に約3.3倍に増え、その増額の幅も約5000万円に上っていること、平成17年11月30日から平成18年11月30日までの1年間でも約2000万円増額していることに照らすと、本件調査担当者において、これら貸付金の記載の正確性を確認すべく、同原告の貸付金の出所について調査する必要性も認めたことは是認できる。

【判示(5)】 ウ 原告甲及び原告戊以外の原告らの預金等取引状況等について

前提事実記載の訴外関係会社の役員の共通性や原告らの身分関係に照らすと、本件調査担当者において、ア・イ記載のとおり原告戊名義でのJ海外送金の原資や原告甲名義の貸付金の原資を確認するに当たっては、原告戊及び原告甲のみならず、訴外関係会社の役員やその家族であるその他の原告らの預金等取引状況等について確認する必要性を認めたことは是認できなくはない。

(3) 反面調査の裁量の逸脱・濫用の有無

一般論として、預金等の取引状況等や証券取引状況の内容は、当該取引名義人の経済状況のみならず行動様式等をも推知させるものとして、正当な理由がないのに他者に知られたくないといえることができる。また、本件反面調査はそれに先立ち原告らに対する通知や原告らの承諾がなかったことは原告らの指摘するとおりである。

しかしながら、訴外関係会社や原告らが本件反面調査の結果、金融機関等から脱税の疑いを受けたことや、本件調査担当者が金融機関等の担当者に対し、訴外関係会社や原告らの名誉や信用等を毀損する言動に及んだことを認めるに足りる証拠はない。

【判示(6)】 そして、金融機関等の取引状況等に関する資料等について隠匿や改ざんの余地はないとしても、反面調査について事前通知を行った場合、金融機関等の取引状況等と整合するように当該法人や役員等の手元に保存されている資料を改ざんする余地がないではないことをもあわせ考えると、本件調査担当者が原告らへの通知及び原告らの承諾なく、金融機関等に対する反面調査を行ったことが、社会通念上相当な限度を超

えているとまでは認めることができない。

3 本件反面調査のうちYに対して行われたものが国賠法上違法か。

(1) 本件反面調査のうちYに対して行われたものに関する事実関係

前提事実のほか証拠（乙2、3、8ないし10（枝番のある証拠については、いずれもこれを含む。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア Jは、平成17年11月の決算において、同社代表取締役原告甲の同年7月21日から同月28日までの海外出張に要した航空券代等の交通費、飲食費、その他海外出張費232万6204円及び日当7万2000円を、同社監査役原告Eの同月21日から同月28日までの海外出張に要した航空券代等の交通費、飲食費、その他海外出張費232万6204円及び日当5万4000円を、経費（旅費交通費－海外出張旅費・日当）として計上し、これを前提に平成17年11月期に関する法人税の確定申告を行った。

イ Jに保管されている原告甲の出張旅費精算書には、航空券の半券、宿泊先や飲食店の領収証が添付されているにすぎず、また、原告Eの出出張旅費精算書にはこれら領収証は添付されていなかった。

ウ ア・イの事実関係を確認した本件調査担当者は、Jの経理担当者に対し、旅行の日程表等の提出を求めたが、同経理担当者はこれを提出しなかった。そこで、本件調査担当者は、上記添付領収証に記載されていた旅行同行者に対し、反面調査を行ったところ、同同行者は、原告甲に誘われ、Yが企画し、2005年（平成17年）7月に実施された「q」と題する旅行に同行したと供述した。

エ 本件調査担当者は、ア記載の損金算入が適切であるかを検討するため、平成19年9月28日付け書面及び同年10月16日付け書面で、Yに対し、原告甲とYとの取引のうち2005年（平成17年）7月実施「q」に関する日程表等の資料の提出を依頼し、そのころ、同社から旅行日程表、航空券の手配状況、カードご利用代金明細書の提出を受けた。

(2) 反面調査の違法性について

法人税基本通達9-7-6は、法人がその役員又は使用人の海外渡航に際して支給する旅費は、その海外渡航が当該法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該渡航のために通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める旨規定している。

【判示(7)】

したがって、原告甲及び原告Eの上記海外出張がJの業務の遂行上必要なものであるかを確認する必要性が認められる。そして、本件調査担当者は、Jの経理担当者から旅行の日程表等の提出を受けることができなかったため、Yに対して反面調査を行う必要があると考えた点に不合理な点はない。

そして、本件調査担当者がYに対して行った反面調査の方法等について不適切な点などが見いだしがたいことに照らすと、Yに対して行った反面調査を国賠法上違法とみる余地はない。

4 結論

そうすると、その余の点を論ずるまでもなく原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法65条1項本文、61条を適用して、

主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 尾河 吉久

(別紙)

略称語句使用一覧表

略称	正式名称等
国賠法	国家賠償法
J	訴外 J 株式会社
L	訴外 L 株式会社
M	訴外 M 株式会社
N	訴外株式会社 N
O	訴外有限会社 O
P	訴外有限会社 P
Q	訴外有限会社 Q
R	訴外有限会社 R
訴外関係会社	訴外の者である J、L、M、N、O、P、Q、R
Y	Y 日本支店
T 信用金庫	T 信用金庫
U 銀行	株式会社 U 銀行
V 銀行	株式会社 V 銀行
W 証券	W 証券株式会社
X 証券	X 証券株式会社
法人税等	法人税、消費税及び地方消費税、所得税並びに印紙税
本件調査	訴外関係会社の法人税等の調査
統括官 Z	徳山税務署法人課税第二部門統括国税調査官 Z
調査官 a	徳山税務署法人課税第二部門上席国税調査官 a
調査官 b	徳山税務署法人課税第二部門上席国税調査官 b
調査官 d	徳山税務署法人課税第三部門上席国税調査官 d
調査官 e	徳山税務署法人課税第四部門上席国税調査官 e
情報官 f	広島東税務署特別調査情報官 f
情報官 g	広島東税務署特別調査情報官 g
調査官 h	広島東税務署特別調査情報官付上席国税調査官 h
調査官 i	広島東税務署特別調査情報官付上席国税調査官 i
調査官 j	広島東税務署特別調査情報官付上席国税調査官 j
調査官 k	広島東税務署特別調査情報官付上席国税調査官 k
専門官 m	広島東税務署情報技術専門官 m
調査官 n	広島東税務署情報技術専門官付上席国税調査官 n
調査官 p	下関税務署国際税務専門官付上席国税調査官 p
本件調査担当者	本件調査を担当した統括官 Z、調査官 a、調査官 b、調査官 d、調査官 e、情報官 f、情報官 g、調査官 h、調査官 i、調査官 j、調査官 k、専門官 m、調査官 n 及び調査官 p の総称
本件反面調査	T 信用金庫遠石支店、U 銀行櫛ヶ浜支店、V 銀行徳山支店、W 証券徳山支店、X 証券徳山支店及び Y に対する反面調査の総称